

# 令和4年4月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年4月6日(水)  
15時53分～16時55分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 8件  
議案第3号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請  
について 2件  
議案第4号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出  
2) 業務報告・予定  
3) 令和4年度農業委員会予算  
4) 令和3年度年間業務報告  
5) 令和3年度月別許可申請件数  
6) その他

出席委員 20名

1番 宇川 傳 治	11番 石丸 正 明
2番 田 悟 敏 子	12番 谷 口 修
3番 中 村 重 樹	13番 宮 西 勝 昇
4番 坂 田 信 一	14番 加 賀 谷 良 雄
5番 日 光 善 治	15番 高 田 太 衛
6番 三 輪 和 雄	16番 碓 善 秋
7番 吉 江 秀 一	17番 木 村 鉄 雄
8番 前 田 真 一 郎	18番 沼 田 吉 雄
9番 西 尾 和 三 郎	19番 渋 谷 忠 司
10番 多 田 博 次	20番 唐 島 隆 夫

欠席委員

令和4年4月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	<p>皆さん、ご苦労さまです。時間前ですが始めたいと思います。4月ともなれば、農作業の合間でありますとか、田起こしとか大変忙しい時期になってきまして、貴重な時間に力をいただいております。おかげさまで4月に入ってから天候もよく、作業もはかどっていることと思われま。また、先月の小杉の研修会におきましては皆さん忙しいところ大変どうもありがとうございました。話を聞いておりますと、一番感じたのは、日報を詳細に書いて提出しろとか大変だなと思っております。</p> <p>それでは、4月の総会に入る前に今度の人事異動により4月1日付け異動で事務局体制が変わりました。河原事務局長、高橋事務局員に替わり、笹本事務局長、細川事務局員が就任されました。今後ともよろしく願いたします。</p>
	<p>－笹本事務局長 挨拶－ －細川事務局員 挨拶－</p>
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会4月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は20名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日の議事録署名委員を指名いたします。5番の日光委員さん、6番の三輪委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第1号 「農地法第4条の規定による許可申請について」 計1件</p> <p>○議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計8件</p> <p>○議案第3号 「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」 計2件</p> <p>○議案第4号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、4件の付議議案となっております。それでは議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、申請者が〇〇さんです。面積が390㎡で駐車場敷地として平成24年頃から違反転用されており、今回事務所及び駐車場敷地として転用申請を行おうとするものです。位置図については、1ページから6ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>それでは第4条の申請番号1番について報告いたします。申請人は〇〇の〇〇さんです。土木工業を業務とする〇〇を運営されております。図面1を見ていただくとわかりますが、赤いところが3つあると思うんですが、申請は真ん中の部分です。右側と左側の下分は5条申請で出てきますので、割愛します。位置図の3ページを見ていただくと、緑のところは自宅用地です。下が業務用の〇〇の事務所並びに駐車場になっております。真ん中を見てもらったとおり、軽自動車が自宅用地に停まっています。</p> <p>概略を話しますと、昭和52年に〇〇から〇〇に自宅と事務所を移転して現在に至っています。その後事業拡大に伴い、平成元年に現在の事務所を建設しています。先ほども言いましたように、5条申請にも関連しますので、その図面を見ていただくとわかるように、営業車両の駐車場整備と既存地に隣接する場所に新しい事務所を建設するというそれが5ページになります。赤い図が下の方に3カ所あり、今申請しているのは真ん中の部分です。この申請地439番は平成23年に取得した用地でありますけども、事務局から話がありましたように、平成24年から駐車場として利用を開始してしまいました。思い違いから結果無断転用となっております。今回転用の申請をして駐車場より事務所建設の計画を立てております。無断転用の始末書並びに整備等に関して自治会長の了承を得ております。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>

会長	無いようですので、「異議なし」として議案第1号については「承認」としてよろしいですか。
会長	それでは「異議なし」として、議案第1号については「承認」といたします。 続いて、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書2ページから5ページをご覧ください。 受付番号1番と受付番号2番は関連しておりますので、続けて説明いたします。受付番号1番は所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん外2名、譲受人が〇〇です。6筆の合計面積が1,281㎡で、倉庫敷地として転用を行おうとするものです。 次に受付番号2番は使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇、借人が〇〇です。面積が307㎡で、倉庫敷地として転用を行おうとするものです。位置図については、7ページから13ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番、2番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	報告させていただきます。先ほど事務局さんから言われたとおり、所在地は〇〇です。譲受人は〇〇、譲渡人は〇〇の〇〇さんはじめ〇〇さん、〇〇さんで3名です。申請地につきましては、5055番外5筆ありまして、面積合計は1281㎡、5条申請の所有権について、目的は倉庫敷地のためであります。現地確認を行いまして、複雑なものですから、申請代理人の行政書士の〇〇さんに伺って内容を確認してきました。〇〇が倉庫敷地に使用するため、土壌や排水工事の雨水の調整池等もあり、隣接地には耕作地はありません。同敷地内に用水路が横断しておりましたが、それを払い下げいたしまして、迂回工事を現在土地改良事業にて工事中であります。ただ申請前でありましたが、農業用の関係もありまして進んでいるということです。水田の方は耕作放棄地として何回も調査にあがっておりましたので、地元からこの際きれいになっていいなという良い解決方法になっております。 当申請書につきましては、土地改良区の意見書及び当該区長と〇〇の鉄塔がありますので、〇〇の同意書も添付されており、問題はないと思っております。

	<p>続きまして、次にあるのは先ほど事務局でも言われました使用賃借権の設定です。過去にこの黄色い部分が〇〇で2、3回ほど申請が上がっており、駐車場にしておりましたが、今回は倉庫敷地として使用するため、〇〇と〇〇の間で使用賃借権の設定をされたものであります。以上問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>〇〇さんが言われた用水の工事なんですけど。</p>
〇〇委員	<p>強く言ったのですが、作業用の排水の用水路がいるもので、土改が先に発注されてしまっている状態です。</p>
会長	<p>受付番号1番、2番について、質問が以上で無いようですので、次に、受付番号3番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号3番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇です。面積が918㎡で、駐車場及び大型車の回転広場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、14ページから19ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>冒頭先に言っておきますが、譲渡人の〇〇さんとは何の関係もないので、その辺ご理解いただきたいと思います。同じ町内にありますけれども、関係はございません。19ページをみていただくとわかるのですが、譲受人の〇〇はいろんなところをどんどん増築しておりますけれども、ここも2年ほど前から大型の車が入らないということで大型車を入れたいのでなんとかしてくれと譲り渡してほしいという話が出ておりました。譲渡人の〇〇くんは営農組合とか町内に負担のかかるうちはだめだということで実はいろいろありました。</p> <p>書いてありますように、20トンクラス的大型車、トレーラーを入れたいということで県道から今現在の駐車場のあるところまでを自分で用地を求めて買って、こちらはまだなっておりませんで、ここで転回をして工場の方へバックで入れたいという要望でございます。</p>

	<p>地権者の〇〇くんも同意をされたということです。土地改良も同意をしておりますので、問題はないのかなと思っております。ご承認いただければと思っております。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>受付番号3番について、質問が以上で無いようですので、次に、受付番号4番と受付番号5番は関連しておりますので、続けて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号4番は、使用貸借権の設定ということで貸人が〇〇さん、借人が〇〇さんです。4筆の合計面積が452㎡で駐車場敷地として平成24年頃から違反転用されており、今回事務所及び駐車場敷地として転用申請を行おうとするものです。位置図については、20ページから25ページをご覧ください。</p> <p>次に受付番号5番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。3筆の合計面積が289㎡で、事務所及び駐車場敷地として転用申請を行おうとするものです。位置図については、26ページから30ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより受付番号4番、5番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>21ページを開いていただければと思います。上段の部分は今からお話しする4番の部分です。譲受人が〇〇の現在の社長の〇〇さん、譲渡人が先代の社長の〇〇さんです。現在は会長ということです。申請地上段の4筆452㎡の分なんですが、昭和52年に自宅と事務所用地を同時に取得した場所であります。まさに合併と勘違いをして無断転用をしておりました。使用貸借権を利用し、駐車場を計画されております。当然ですが、無断転用の始末書も添付されておりますし、水路等に関する自治会長の同意書も添付されております。続きまして、右下の3筆、451、450、449は近所の〇〇さんの所有する農地であります。〇〇のベースとしては事務所用地、お客様用の駐車場の一部に使う予定になるかと思っております。冒頭でも言いましたように、自宅用地内に大型車両が多数駐車していること、現在の事務所が狭くて古くなっていることで建て替えが必要であることということもあまして、会社エリアを明確にすることを目的にされております。事務所からの排水は新設の下水道管を設置していただいて施設の自宅用の下水道管へ接続</p>

	<p>し、汚水柵を通して問題のないようになっております。地元の自治会長名の文書も提出されております。特に全体として問題はありませので、よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございせんか。</p>
会長	<p>受付番号4番、5番について、質問が無いようすので、次に、受付番号6番について、事務局より説明をお願します。</p>
事務局	<p>受付番号6番は、所有権の移転ということで譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんです。7筆の合計面積が1,088㎡で一般住宅及び貸資材置場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、31ページから39ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号6番について、調査報告をお願いたします。</p>
〇〇委員	<p>それではご報告いたします。申請番号6番につきましては、〇〇さんは〇〇の事業を行っておられますが、業務を拡張し、手狭になったので申請が出ています。面積については1,088㎡、位置図の31ページを見ていただくと、場所につきましては、〇〇の前の県道、切れていますが左端が〇〇を渡ったすぐの所です。</p> <p>青で囲んであるのが既存地、赤い所が申請するところす。34,35ページを見ていただくと、34ページに既存地と書いてありますがでも、工場と一緒に解体後、事業用のトラック4台と書いてあるところが現在宅地でありまして、35ページの赤の方の右側に新しく建てられるあとのところは資材置場として活用したいということす。</p> <p>関係者、農水関係、町内関係が同意すので問題ないのかなと思っております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただいまの件について、何かご質問等はございせんか。</p>
会長	<p>受付番号6番について、質問が無いようすので、次に、受付番号7番について、事務局より説明をお願します。</p>

事務局	<p>受付番号7番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん、賃借人が〇〇です。3筆の合計面積が921㎡で、資材置場敷地への転用を行おうとするものです。位置図については、40ページから43ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号7番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>申請番号7番についてご報告いたします。譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇です。〇〇さんの方に話をお聞きしましたところ、〇〇の〇〇さんとは〇〇の会合で以前から資材置場を、現在、〇〇に何ヶ所か持っておられるのですが、1か所〇〇の資材置場がスクールゾーンに合致するというので、朝の8時30分までは資材の搬入搬出ができなく、非常に困っておられました。この度、〇〇さんの土地を資材置場として利用させてほしいという申請が出ています。土改並びに自治会の方も同意が出ておりますので、問題はないかと思えます。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>受付番号7番について、質問が無いようですので、次に、受付番号8番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号8番は、賃貸借権の設定ということで賃貸人が〇〇さん外2名、賃借人が〇〇です。4筆の合計面積が13,501㎡、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、44ページから48ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号8番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>それでは報告いたします。この後、3号議案で同じような中身で関連していますけども、位置図44ページのピンクのところは受付番号8でございます。地権者は〇〇さん、〇〇さんで、13,501㎡でございます。ここはもともと上の青いところとピンクのところを同時にやるつもりだったのですが、たまたま耕作の中にピンクの場所の麦畑</p>



	<p>なんです、それを麦の耕作の試験をしたいから待ってもらえないかということで、今年ついに刈り取りを終わったら、ピンクの方もやってもらえませんかという話で、ピンクのところは今回の申請のところでもあります。刈り取りが終わりましたら、ピンクのところも砂利採取いたしますけれども、ふたつまとめて申請をしたのが、この後出てくる第3号議案です。期間は令和5年9月30日までで期間内に埋め戻しをして、現状復帰したいということです。農地の整地、作付けに支障がないようにしたいということです。この業者の方は〇〇なのですが、ずっと今までやっておられまして、問題ないと思っております。当然、被害防除、バリケードもやられますし、町内会長、土改の同意も出ておりますので、改めてよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第2号については「承認」としてよろしいですか。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第2号については「承認」といたします。      続いて、議案第3号「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第3号の「農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について」ご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。</p> <p>受付番号1番は、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号2番と関連するものです。位置図については、49ページから52ページをご覧ください。</p> <p>変更内容につきましては、譲受人〇〇が駐車場敷地として平成31年3月7日に許可を得ましたが、駐車場は他に集約することにより不要となったが、承継者の〇〇が事業の拡大により倉庫敷地として利用するため事業計画を変更するものです。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号1番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>説明いたします。先ほど事務局さんが全部言われてしまいましたが、行政書士さんの方に行って確認しましたが、当初〇〇さんは2回か3回ほど申請をして駐車場としてやる予定でしたが、〇〇がその事業を</p>

	<p>継続しまして、使用賃借権を設定されて倉庫敷地とするということになったことでもあります。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>受付番号1番について、質問が無いようですので、次に、受付番号2番について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>受付番号2番は、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号8番と関連するものです。位置図については、53ページから56ページをご覧ください。</p> <p>賃借人〇〇が令和3年9月30日に砂利採取のための一時転用を行うため、5筆の合計面積12,516㎡について許可を得ていますが、採取地として議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」の受付番号8番の4筆13,501㎡を追加し、9筆の合計26,017㎡に事業計画を変更するものです。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号2番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>先ほど報告いたしましたので、詳しくは申し上げませんが、53ページと56ページ見ていただいたらわかると思うんですけども、青とピンクの申請でございます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第3号については「承認」といたします。</p> <p>続いて、議案第4号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第4号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。</p> <p>7ページをご覧ください。小矢部市長より農地利用集積計画の制定について諮問がありました。</p> <p>内訳につきましては、8ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」利用権設定が4件で、合計面積が31,656㎡でありすべて新規となっております。「6年以上10年未満」の利用権設定はありません。「3年以上6年未満」の利用権設定が2件で、合計面積が8,059㎡でありともに新規となっております。</p> <p>「1年以上3年未満」は、ありません。</p> <p>申請の内容は9ページ、10ページに記載のとおりです。</p>

	<p>これについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。 以上です。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。</p>
会長	<p>無いようですので、「異議なし」として議案第4号については「承認」としてよろしいですか。</p>
会長	<p>それでは「異議なし」として、議案第4号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 協議事項は、今回ありません。 次に、報告事項について事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 2)業務報告・予定 3)令和4年度農業委員会予算 4)令和3年度年間業務報告 5)令和3年度月別許可申請件数 6)その他連絡事項</p>
〇〇委員	<p>活動記録には総会はどう書けばいいのですか。</p>
〇〇委員	<p>88ページに記入するところがあります。</p>
〇〇委員	<p>活動記録をいつもコピーしているが、どこをコピーしたのかわからないことになっています。</p>
事務局	<p>次回からコピーした箇所に蛍光ペンで印しを付けて、わかるようにさせていただきます。</p>
〇〇委員	<p>12月に農家と農業委員の懇談会は講堂で行う必要があるのですか。</p>
事務局次長	<p>市役所で一番広いところが講堂なのですが、市役所以外で行う方法もあります。費用等の面もありますので、今後検討させていただきます。</p>
〇〇委員	<p>活動記録の88ページに総会の議題をすべて書くのですか。</p>
〇〇委員	<p>9ページに総会の項目があるので、13ページに書けばいいのではないですか。</p>

〇〇委員	<p>それだと総会の時間が委員によってばらばらになってしまうのではないですか。</p>
事務局次長	<p>総会の記録をどこにどう書けばいいのかは、この総会後に報告させていただくことにさせていただきたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。</p> <p>閉会の挨拶を日光職務代理よりお願いします。</p>
職務代理	<p>本日は新しい事務局のメンバーさんより質疑ご苦労様でした。今後ともよろしくお願いします。</p> <p>いよいよ春の農作業が本格的に始まります。どうぞ皆さん作業事故のないように健康に留意されてよろしくお願いします。</p> <p>以上をもちまして4月の総会を終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	<p>－ 4月総会終了－</p>

上記の通り、総会の議事録を確認する。  
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和4年4月6日

会長 宇 川 傳 治

議事録署名委員 5 番 日 光 善 治

6 番 三 輪 和 雄